平成２７年（フ）第４５号
佐賀県唐津市長谷110番地
債務者　山口　正則
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第４９号
佐賀県唐津市元石町503番地１、申立時の住所佐賀県唐津市浜玉町横田下103番地７
債務者　青木　繁義
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第５６号
佐賀県唐津市養母田493番地１
債務者　山口　州彦
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第４６６号
北九州市小倉北区小文字１丁目12番１号
債務者　前田　哲也
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４７７号
北九州市若松区用勺町22番３―402号
債務者　山村　　泰
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６２９号
名古屋市緑区鳥澄２丁目304番地　緑ケ丘パークマンション203号
債務者　安藤　康子
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２９３号
名古屋市港区当知３丁目3801番地　当知住宅３棟606号
債務者　中西　久美
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３３号
山口県光市花園１丁目14番17号　グランドハイツ206号、前住所山口県光市虹ケ丘７丁目８番12号
債務者　沖本　裕子
1　決定年月日時　平成27年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第６５号
山口県周南市松保町８番１―201号、前住所山口県下松市北斗町４番５号　ＥＳＫビル３階
債務者　桝谷三重子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第３４８号
栃木県宇都宮市西川田町1000番地20
債務者　川原　良介
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３５３号
栃木県宇都宮市江曽島本町17番12号　山崎アパート８号、前住所栃木県宇都宮市江曽島本町21番４号
債務者　菱沼　隆充
1　決定年月日時　平成27年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１３７号
横浜市青葉区つつじが丘12番地８　ハイネス青葉台302
債務者　葉沢茉理奈（旧姓小野崎）
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２４９号
横浜市南区中里１丁目４番12―104号
債務者　山口　太一
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４７９号
横浜市中区千歳町１番地５　ライオンズマンション関内第５　201号室
債務者　望月　葉子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５７２号
横浜市神奈川区三ツ沢東町９番９号　高島マンション202号
債務者　山田　正治
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７４７号
東京都国分寺市戸倉１丁目11番地13
債務者　石川　敏治
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部